

# 逗子市障がい者等移動支援事業 ガイドライン (令和2年4月版)

令和2年4月  
逗子市福祉部障がい福祉課

# 目次

1. 移動支援の概要.....	2
2. 移動支援の対象者.....	2
3. 実施方法.....	3
4. 外出の範囲.....	4
5. サービスの内容.....	5
6. 利用者の負担.....	6
7. 移動支援の利用時間数.....	6
8. グループ支援利用の手続き.....	6
9. グループ支援の報酬単位.....	7
10. サービス提供者の資格要件.....	7
11. 身体介護を伴う場合の判断基準.....	7
12. 移動支援に関するQ&A.....	8

## 1. 移動支援の概要

屋外での移動に困難がある障がい者及び障がい児が、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出をする際に、ガイドヘルパーを派遣して、外出時に必要となる移動の介助及び外出に伴って必要となる身の回りの介護を行うサービスです。

## 2. 移動支援の対象者

移動支援の対象者は、「屋外での移動に困難がある障がい者及び障がい児」であって、下表の「いずれかに該当する」方です。

なお、障害福祉サービスの居宅介護（通院介助）、同行援護、行動援護、重度訪問介護、重度包括支援が優先となります。

障がい種別	対象要件
身体障がい	身体障害者手帳の交付を受けている方のうち、 ① 1～2級の視覚障害児・者 ② 主として全身性障がい等、肢体不自由の障害程度が1～2級に該当する者であり、屋外での移動が※一部介助以上（外出時に主に車いすを使用する方など）又はこれに準ずる児・者 ※「11. 身体介護を伴う場合の判断基準」参照
知的障がい	療育手帳の交付を受けている方
精神障がい	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
難病等対象者	① 障害者総合支援法第4条第1項に規定する治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上の方 ② 児童福祉法第4条第2項に規定する治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者総合支援法第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童
その他市長が事業の実施が必要であると認める者	① 障害者手帳や診断名を有していない場合でも、児童相談所、こども発達支援センターひなたなどに意見を求め、年齢等を考慮して障がい等が想定され、支援の必要性が認められた方 ② 自立支援医療（精神通院）を受給している方など

### 3. 実施方法

移動支援の実施方法は、「個別支援」または「グループ支援」のいずれかの方法によるものとします。ただし、原則として「個別支援」を優先して利用するものとし、「個別支援」による支援の提供ができない場合についてのみ、「グループ支援」によるサービスの提供を行うものとします。

実施方法	支援内容
個別支援	ガイドヘルパー1名以上が、「移動支援の利用者1名」に対して支援を行います。
グループ支援	<p>ガイドヘルパー1名が、最大で「移動支援の利用者2名」に対して支援を行います。</p> <p>※グループ支援を利用できる方は、「身体介護なし」の方のみとなります。また、外出の範囲として<u>同一目的地・同一イベントへの複数人同時参加</u>の場合に限定します。</p> <p>※なお、利用の際にはサービス提供にあたっての安全確保などの観点から、<u>移動支援事業所との事前の調整が必要</u>になります（ただし、移動支援事業所によっては、グループ支援の対応ができない事業所もありますので、直接移動支援事業所へお問い合わせください。）</p>

※グループ支援利用の場合のガイドヘルパーと利用者の人数の例

ガイドヘルパー	移動支援の利用者
1名	2名
2名	3～4名
3名	5～6名
4名	7～8名

#### (1) 個別支援におけるガイドヘルパー2名による介護

原則、個別支援における移動支援は障がい者及び障がい児とガイドヘルパーが一対一で行うものですが、障がい者及び障がい児の身体状況や行動障害等を勘案し、1名のガイドヘルパーで介護することが困難である場合、複数のガイドヘルパーによる介護が必要な場合があります（なお、利用にあたっては、事前の申請手続き及び受給者証へのその旨の記載が必要となります）。

ガイドヘルパー2名による介護の要件は、2名のガイドヘルパーにより移動支援を行うことについて、利用者の同意を得ている場合であって、次のいずれかに該当する場合とします。

- 1) 障がい者及び障がい児の身体的理由により1名のガイドヘルパーによる介護が困難と認められる場合
- 2) 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
- 3) その他障がい者及び障がい児の状況等から判断して、1)又は2)に準ずると認められる場合

#### ※「ガイドヘルパー2名の介護が必要な場合の具体例」

- ① 利用者の体が大きく、排泄介助にガイドヘルパー複数人の介護が必要な場合
- ② 利用者の多動が激しく、ガイドヘルパー1名では安全が確保できない場合
- ③ 利用者に他害行為があり、ガイドヘルパー1名では安全が確保できない場合 等

#### (2) 移動手段

徒歩又は公共交通機関（バス、電車、タクシー）等を利用することを原則とします。

車による移動でガイドヘルパーが自動車を運転する場合の取扱いについては、下記のとおりとします。

##### 1) ガイドヘルパーが1名の場合

ガイドヘルパーが車を運転することに専念しているため、障がい者及び障がい児を介護することができないので、その間は移動支援として認められません。

##### 2) ガイドヘルパーが2名以上の場合

運転しているガイドヘルパーは、運転することに専念しているため、その間は移動支援と認められません。

もう1名のガイドヘルパーについては、障がい者及び障がい児とマンツーマンの状態にあって介護している者と考えられ、移動支援として認められます。

## 4. 外出の範囲

移動支援として認められる外出の範囲については、公費によって提供されるサービスであることから、基本的に「社会通念上適当であるかどうか」という観点から判断し、原則として「一日の範囲内で用務を終える」ことが可能なものとします。

#### (1) 対象となる外出の範囲

##### ①社会的外出（社会生活上必要不可欠な外出）の例

事由	外出先の例
公的機関等	官公庁、金融機関など
公的行事等	・ 公的機関が行う講座、研修会など ・ 福祉団体等が行う各種行事など
冠婚葬祭	結婚式、お通夜・お葬式など
買い物（生活必需品の購入のために限る）	スーパー、商店など
通所・通学等※	学校、障害福祉サービス提供事業所など

※利用者の通所・通学等にかかる訓練を目的とする場合や、保護者の就労や傷病等により付き添えない場合等一定の条件の下対象となります。

##### ②余暇的外出（余暇活動等社会参加のための外出）の例

事由	外出先の例
文化施設等	映画館、美術館、博物館など
体育施設等	体育館、競技場、プールなど
観光施設等	動物園、水族館、遊園地など

(2) 対象とならない外出の範囲

事由	外出の例
経済活動に係るもの	通勤、営業活動など
社会通念上事業を利用することが適当でないもの	布教活動、政治活動、公序良俗に反する外出など
移動支援と同様の福祉サービスを利用できるもの	居宅介護（通院介助）、同行援護、行動援護、重度訪問介護、重度包括支援または介護保険サービスなどが利用できる外出
一日の範囲内で用務を終えることができないもの	1泊以上の宿泊を伴う旅行など
通院及び入退院に係るもの（ただし、保護者等の対応が困難な場合、事前の相談により、例外的に利用が認められる場合があります）	病院など

## 5. サービスの内容

移動支援で提供するサービス内容は、対象者の障がいに起因して必要となる外出時の介助に限られます。具体的な事例については、以下のとおりとなります。

(1) 移動支援の対象と考えられる事例

支援内容	事例
外出の準備に伴う支援	健康状態のチェック、整容、更衣介助、手荷物の準備など
移動に伴う支援	車への乗降介助、交通機関の利用補助など
外出中やその外出の前後における情報の伝達、コミュニケーションの支援	代読、行き先の指示案内など
外出先での必要な支援	排せつ介助、食事介助、更衣介助、姿勢保持、チケットの購入の支援など
外出から帰宅した直後の対応支援	更衣介助、荷物整理など

(2) 移動支援に含まれないと考えられる事例

- ①遊び相手（キャッチボールの相手やカラオケで一緒に歌うなどの行為）
- ②移動支援事業所等が発案・企画するイベント等への参加及びそれに類する場合
- ③外出の主たる目的地を移動支援事業所等として「預かり行為」を行う場合  
（※移動支援は、障がい者（児）に対する外出支援を目的としているため、保護者のレスパイトを主目的としたものは対象となりません。）

## 6. 利用者の負担

原則として利用料の1割が利用者負担となります。

※生活保護世帯及び市民税非課税世帯については、利用者負担はありません。

※市民税課税世帯の1か月あたりの利用者負担額は、世帯の収入に応じて、4,600円から37,200円が上限となります。その他の地域生活支援事業や障害福祉サービスも利用者負担額の上限の合算対象としているため、複数のサービスを利用していても上限額を超えて負担することはありません。(児童福祉法に基づくサービス利用を除く。)

※「移動に伴う交通費等」のほか、事業者が「利用契約に基づき定める費用等」については「実費負担」となります。

※グループ支援での実費負担については、グループ支援の利用者全員で連帯して支払うものとしします。

## 7. 移動支援の利用時間数

移動支援の利用時間数は、利用目的等の聴き取りなどにより、必要と認められる時間数となりますが、原則として1月につき「50時間」を超えることはできません。

※なお、利用単位は最小「30分単位」で、以後30分単位ごとでの算定となります。

※ガイドヘルパー2名による移動支援を受けた場合の利用時間数は、2倍の時間数となります(例…ガイドヘルパー2名により2時間移動支援を受けた場合は、4時間分(2名×2時間)の利用時間と算定されます)。

## 8. グループ支援利用の手続き

① **初めてグループ支援を利用する方は、事前に市(障がい福祉課)に申請してください。**



※その際に、ご本人の状況等について聴き取りをさせていただきます。

※グループ支援を利用できる方は、「身体介護なし」の方に限ります。

② **市が「グループ支援可」の支給決定を行い、利用者に受給者証を発行します。**



③ **利用者と移動支援事業者とで、グループ支援利用に関する事前調整をしてください。**



※同一目的地、同一イベントの場合に限ります。

※サービス提供の可否、実費負担、キャンセル時の対応等について、あらかじめ十分に調整してください。

※グループ支援での安全性が担保できないと事業者が判断した場合には、「グループ支援可」の支給決定を受けていても、グループ支援の利用ができない場合があります。

④ **事前調整後、移動支援事業者から市(障がい福祉課)に届け出をしてください。**



※「障がい者等移動支援事業(グループ支援)実施届(第5号様式)」で、グループ支援の利用日の2週間前までに届け出をしてください。

⑤ **グループ支援の利用が開始します。**

※なお、支給決定の期間内で、2回目以降グループ支援を利用する場合は、③の事前調整からの手続きとなります。

## 9. グループ支援の報酬単位

グループ支援については、個別支援の報酬単位の70%として扱います。

## 10. サービス提供者の資格要件

移動支援のサービス提供者は次のとおりとします。

- (1) 介護福祉士
- (2) 平成 25 年 3 月 31 日以前に介護職員基礎研修、訪問介護員養成研修 1 級、2 級又は 3 級課程を修了した者
- (3) 介護職員初任者研修修了者
- (4) 居宅介護従業者養成研修 1 級、2 級又は 3 級課程修了者
- (5) 行動援護従業者養成研修の修了者(知的障害者外出介護従業者養成研修課程の修了者を含む。)
- (6) 重度訪問介護従業者養成研修の修了者
- (7) (4)、(5)、(6) については平成 18 年 9 月 30 日以前に各研修に相当するものとして都道府県知事が認める研修を修了した者、または平成 18 年 9 月 30 日において現に同研修を受講中の者であって、平成 18 年 10 月 1 日以降に修了した者
- (8) 平成 18 年 9 月 30 日以前に、視覚障害者外出介護従事者養成研修、全身性障害者外出介護従業者養成研修、知的障害者外出介護従業者養成研修等を修了した者
- (9) 視覚障害者外出介護従業者養成研修、全身性障害者外出介護従業者養成研修、知的障害者外出介護従業者養成研修等に相当する研修として都道府県知事が認める研修を修了した者
- (10) 障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業の居宅介護に係る業務に従事した経験を有する者

## 11. 身体介護を伴う場合の判断基準

「身体介護を伴う場合」を算定する場合にあっては、障害支援区分の認定調査項目のうち、次の①から⑤までに掲げる状態のいずれか一つ以上に認定されていることが要件となります。

No	調査項目	状態
①	歩行	「できない」
②	移乗	「一部介助」又は「全介助」
③	移動	「一部介助」又は「全介助」
④	排尿	「一部介助」又は「全介助」
⑤	排便	「一部介助」又は「全介助」



## 12. 移動支援に関するQ&A

No	Q	A
1	通学で移動支援を使うことはできますか。	<p>保護者が、就労、傷病、出産等により付き添いができない場合や入院等やむを得ない事情による場合等一定の条件の下対象となりますので、障がい福祉課へご相談ください。</p> <p>なお、通学で移動支援を利用できる回数は原則として1カ月あたり10往復(片道20回)までとなります。</p>
2	日中一時支援などの事業所への通所で移動支援を使うことはできますか。	<p>保護者が、就労、傷病、出産等により付き添いができない場合や入院等やむを得ない事情による場合であって、かつ、事業者による送迎が利用できない場合等一定の条件の下対象となりますので、障がい福祉課へご相談ください。</p>
3	施設に入所していても移動支援を利用することはできますか。	<p>施設入所中は原則として移動支援を利用することはできません。</p> <p>ただし、自宅に帰省中に限り、移動支援を利用することはできます。</p>
4	入院していても移動支援を利用することはできますか。	<p>入院中は原則として移動支援を利用することはできません。</p> <p>ただし、退院し在宅生活に復帰することが具体化している場合、本人の自立生活の支援を目的に利用できる場合がありますので、事前にご相談ください。</p>

5	<p>移動支援を利用してプールに行く場合、プールの中の介助も移動支援の対象となりますか。</p>	<p>移動支援の対象となるのは、目的地に行くまでの移動の介助及び目的地での移動、食事、排せつ等の介助や危険回避のために必要な支援です。</p> <p>したがって、プール内であっても上記のような支援を行った場合は対象となりますが、「水泳の指導」や「一緒に遊ぶ」といった行為については、移動支援の対象にはなりません。</p>
6	<p>ガイドヘルパーの交通費は誰が負担するのですか。</p>	<p>利用者宅からの外出にかかる交通費については、利用者がガイドヘルパー分を負担します。</p>